

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第31号

### 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出しおよび2項を加える。

（令和7年度分市町村民税非課税者に係る令和8年度分の保険料の減免）

- 24 市長は、第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者がある場合は、当該者の属する世帯の第一号被保険者の同年度分の保険料を、当該みなされた者に同年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものとして第4条第1項第1号から第5号までに定める保険料率（同項第1号に定める保険料率にあつては同条第8項、同条第1項第2号に定める保険料率にあつては同条第9項、同条第1項第3号に定める保険料率にあつては同条第10項の規定の適用後の保険料率）のいずれかに決定した保険料率により算定した額に減免する。
- 25 前項の規定による保険料の減免については、当該減免を受けようとする者の申請を要しない。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。